

令和 6 年

上尾市議会 6 月定例会議案

情報提供用

個人情報が掲載されている議案については、当該個人情報に係る部分を省略し、又は加工しているため、内容の一部、ページ番号又は目次が議案書の原本と異なっている場合があります。

議 案 名

議案第 37 号	令和 6 年度上尾市一般会計補正予算（第 2 号）……………	別冊
議案第 38 号	上尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する 条例の一部を改正する条例の制定について……………	1
議案第 39 号	町の区域を新たに画し、及び変更することに伴う関 係条例の整理に関する条例の制定について……………	3
議案第 40 号	企業版ふるさとあげお応援基金条例の一部を改正す る条例の制定について……………	5
議案第 41 号	上尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基 準を定める条例の一部を改正する条例の制定につい て……………	6
議案第 42 号	財産の取得について……………	7
議案第 43 号	財産の取得について……………	8
議案第 44 号	財産の取得について……………	9
議案第 45 号	財産の取得について……………	10
議案第 46 号	財産の取得について……………	11
議案第 47 号	専決処分の承認を求めることについて……………	12
議案第 48 号	専決処分の承認を求めることについて……………	28
議案第 49 号	専決処分の承認を求めることについて……………	30
議案第 50 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について……………	40
諮問第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求 めることについて……………	41

議案第 38 号

上尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

上尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正
する条例を次のように定める。

令和 6 年 6 月 3 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を
改正する条例

上尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年
上尾市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 2 号中「法別表第 2 の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を
「利用特定個人情報」に、「同表の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号
利用事務」に改め、同項第 3 号中「法別表第 2 の第 4 欄に掲げる特定個人情
報」を「利用特定個人情報」に、「特定個人情報で」を「利用特定個人情報
で」に、「同表の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、
同条第 2 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事
務」に、「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同条第 3 項中
「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「特
定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

別表第 2 の 5 の項中「高齢者の医療の確保に関する法律」の次に「（昭和
57 年法律第 80 号）」を加え、同表 9 の項中「（昭和 57 年法律第 80
号）」を削り、同表 17 の項中「中国残留邦人等支援給付関係情報」の次に
「、戸籍関係情報」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

戸籍法の一部改正を踏まえ、ひとり親家庭等医療費の支給に関する事務において利用することができる特定個人情報を追加したいので、この案を提出する。

議案第 39 号

町の区域を新たに画し、及び変更することに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

町の区域を新たに画し、及び変更することに伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和 6 年 6 月 3 日提出

上尾市長 畠 山 稔

町の区域を新たに画し、及び変更することに伴う関係条例の整理に関する条例

(上尾市役所支所、出張所設置条例等の一部改正)

第 1 条 次に掲げる条例の規定中「今泉一丁目」の次に「、今泉二丁目、今泉三丁目」を、「今泉四丁目」の次に「、東今泉」を、「川二丁目」の次に「、川三丁目」を加える。

- (1) 上尾市役所支所、出張所設置条例（昭和 30 年上尾市条例第 3 号）別表上尾市役所大谷支所の項所管区域の欄
- (2) 上尾市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和 40 年上尾市条例第 5 号）第 4 条の表上尾市西消防署の項管轄区域の欄
- (3) 上尾市水道事業の設置等に関する条例（昭和 41 年上尾市条例第 26 号）別表

(上尾市立学校設置条例の一部改正)

第 2 条 上尾市立学校設置条例（昭和 39 年上尾市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号の表 17 の項中「上尾市大字今泉 268 番地」を「上尾市今泉三丁目 17 番地 1」に改め、同条第 2 号の表 6 の項中「上尾市大字今泉 515 番地」を「上尾市東今泉 5 番地 1」に改める。

(上尾市児童館条例の一部改正)

第 3 条 上尾市児童館条例（平成 12 年上尾市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表上尾市児童館こどもの城の項中「上尾市大字今泉 272 番地」を「上尾市今泉三丁目 18 番地 1」に改める。

附 則

この条例は、令和6年9月21日から施行する。

提案理由

上尾都市計画事業大谷北部第二土地区画整理事業の施行区域において町の区域を新たに画し、及び変更することに伴い、関係条例について所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

議案第 40 号

企業版ふるさとあげお応援基金条例の一部を改正する条例の制定について

企業版ふるさとあげお応援基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 6 月 3 日提出

上尾市長 畠 山 稔

企業版ふるさとあげお応援基金条例の一部を改正する条例

企業版ふるさとあげお応援基金条例（令和 3 年上尾市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「第 13 条の 2」を「第 13 条の 3」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地域再生法の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

議案第 4 1 号

上尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 6 月 3 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年上尾市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 29 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 31 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 44 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 47 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

内閣府令の改正に伴い、本市の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を当該内閣府令で定める基準と同様のものに改めたいので、この案を提出する。

議案第 4 2 号

財産の取得について

下記のとおり自動車を取得することについて、議決を求める。

令和 6 年 6 月 3 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 自動車の数量 | 高規格救急自動車 1 台 |
| 2 | 取得の目的 | 救急現場における高度な救急救命活動に充てるため。 |
| 3 | 取得の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 4 | 取得価格 | 4 5, 8 7 0, 0 0 0 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 上尾市上平中央一丁目 1 1 番地 9
埼玉トヨタ自動車株式会社上尾店 |

提案理由

高規格救急自動車を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、この案を提出する。

議案第 4 3 号

財産の取得について

下記のとおり自動車を取得することについて、議決を求める。

令和 6 年 6 月 3 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

- 1 自動車の数量 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車 1 台
- 2 取得の目的 広域災害に対応した火災現場における消火活動に充てるため。
- 3 取得の方法 条件付一般競争入札
- 4 取得価格 83,270,000 円
- 5 契約の相手方 東京都八王子市中野上町二丁目 3 1 番 1 号
日本機械工業株式会社本社営業部

提案理由

災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、この案を提出する。

議案第 4 4 号

財産の取得について

下記のとおり自動車を取得することについて、議決を求める。

令和 6 年 6 月 3 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 自動車の数量 | 水槽付消防ポンプ自動車 1 台 |
| 2 | 取得の目的 | 火災現場における消火活動に充てるため。 |
| 3 | 取得の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 4 | 取得価格 | 68,695,000 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 東京都台東区浅草橋五丁目 4 番 2 号 横山ビル
ジーエムいちほら工業株式会社東京営業所 |

提案理由

水槽付消防ポンプ自動車を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、この案を提出する。

議案第 45 号

財産の取得について

下記のとおり自動車を取得することについて、議決を求める。

令和 6 年 6 月 3 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 自動車の数量 | 救助工作車 1 台 |
| 2 | 取得の目的 | 救助現場における救助活動に充てるため。 |
| 3 | 取得の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 4 | 取得価格 | 152,075,000 円 |
| 5 | 契約の相手方 | さいたま市南区辻 4 丁目 18 番 10 号
埼玉消防機械株式会社中央支店 |

提案理由

救助工作車を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、この案を提出する。

議案第 46 号

財産の取得について

下記のとおり自動車を取得することについて、議決を求める。

令和 6 年 6 月 3 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 自動車の数量 | 消防ポンプ自動車 1 台 |
| 2 | 取得の目的 | 火災現場における消火活動に充てるため。 |
| 3 | 取得の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 4 | 取得価格 | 26,290,000 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 東京都八王子市中野上町二丁目 31 番 1 号
日本機械工業株式会社本社営業部 |

提案理由

消防ポンプ自動車を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、この案を提出する。

議案第 47 号

専決処分の承認を求めることについて

上尾市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項本文の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 6 年 6 月 3 日提出

上尾市長 畠 山 稔

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）が令和 6 年 3 月 30 日に公布されたことに伴い、緊急に上尾市税条例を改正する必要性が生じ、同月 31 日上尾市税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、この案を提出する。

専 決 処 分 書

下記の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、専決処分する。

令和6年3月31日

上尾市長 畠 山 稔

記

上尾市税条例の一部を改正する条例

上尾市税条例（昭和30年上尾市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第51条第2項ただし書を次のように改める。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第51条第3項中「においては」を「には」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項本文の規定にかかわらず、市民税の減免を受けようとする事由が法第323条に規定する天災その他特別の事情があることである場合にあっては、納期限の経過後市長の定める日までの間、当該申請書を提出することができるものとする。

第71条第2項ただし書を次のように改める。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第71条第3項中「においては」を「には」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項本文の規定にかかわらず、固定資産税の減免を受けようとする事由が法第367条に規定する天災その他特別の事情があることである場合にあっては、納期限の経過後市長の定める日までの間、当該申請書を提出することができるものとする。

第131条の3第2項ただし書を次のように改める。

ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいづ

れかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第131条の3中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項本文の規定にかかわらず、特別土地保有税の減免を受けようとする事由が法第605条の2に規定する天災その他特別の事情があることである場合にあっては、納期限の経過後市長の定める日までの間、当該申請書を提出することができるものとする。

附則第7条の4の次に次の4条を加える。

(令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第7条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者(次条及び附則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。)の第33条の3、第33条の6から第34条の2まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、前条及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第33条の7第2項、第47条の5第1項及び前条の規定の適用については、第33条の7第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第47条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)

第7条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。)、特別税額控除前の普

通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においては無いものとし、第40条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税

額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

- (4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

- 2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第7条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第五号において同じ。）の合算額（以

下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。)をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。)からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額(以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。))を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を2で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。)をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」という。)並びに第47条の3第2項に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。)は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に相当する税額、同年12月1日

から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、

その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場

合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第47条の5第2項の規定により読み替えられた第47条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第47条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第7条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3

項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第33条の3、第33条の6から第34条の2まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条の4及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第8条第2項中「前条」を「附則第7条の4」に改め、同条第3項中「第34条の2第1項」の次に「、附則第7条の5第1項及び前条」を加え、「同項中」を「第34条の2第1項中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第7条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第8条第2項及び」と、前条中「附則第7条の4及び」とあるのは「附則第7条の4、次条第2項及び」とする」に改める。

附則第10条の2第1項及び第2項中「令和4年4月1日から令和6年3月31日」を「令和6年4月1日から令和8年3月31日」に改め、同条第4項中「令和6年3月31日」を「令和10年3月31日」に改め、同条第10項から第13項までの規定中「令和2年4月1日から令和6年3月31日」を「令和6年4月1日から令和8年3月31日」に改め、同条第21項を削り、同条第20項を同条第21項とし、同条第19項中「令和2年4月1日から令和6年3月31日」を「令和6年4月1日から令和8年3月31日」に、「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同項を同条第20項とし、同条第18項中「令和2年4月1日から令和6年3月31日」を「令和6年4月1日から令和8年3月31日」に、「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同項を同条第19項とし、同条第17項中「令和2年4月1日から令和6年3月31日」を「令和6年4月1日から令和8年3月31日」に、「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第16項中「令和2年4月1日から令和6年3月31日」を「令和6年4月1日から令和8年3月31日」に、「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同項を同条第17項とし、同条第15項中「令和2年4月1日から令和6年3月31日」を「令和6年4月1日から令和8年3月31日」に、「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に

改め、同項を同条第16項とし、同条第14項中「令和2年4月1日から令和6年3月31日」を「令和6年4月1日から令和8年3月31日」に、「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第13項の次に次の1項を加える。

14 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に取得された法附則第15条第25項第2号に規定する設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乗ずる同号に規定する条例で定める割合は、7分の6とする。

附則第10条の2第22項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第23項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第27項を同条第28項とし、同条第26項を同条第27項とし、同条第25項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第26項とし、同条第24項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に、「附則第15条第42項各号」を「附則第15条第41項各号」に改め、同項を同条第25項とし、同条第23項の次に次の1項を加える。

24 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に整備された法附則第15条第38項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に乗ずる同項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第10条の3第15項を同条第16項とし、同条第14項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第13項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第10項各号に規定する」を「附則第7条第11項各号に掲げる」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第10項とし、同条中第8項を第9項とし、第3項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第11条の見出し中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同条第9号中「附則第19条の3第5項」を「附則第19条の3第4項」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改める。

附則第13条の見出し中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

附則第13条の2第4項を削る。

附則第13条の3第1項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度

から令和 8 年度」に改め、「（令和 3 年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第 2 項中「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分」に改める。

附則第 1 4 条中「又は第 4 項」を削る。

附則第 1 5 条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に改め、同条第 2 項中「令和 6 年 3 月 3 1 日」を「令和 9 年 3 月 3 1 日」に改める。

附則第 1 6 条の 3 中「第 3 5 項まで、第 3 8 項、第 3 9 項、第 4 3 項若しくは第 4 6 項」を「第 3 4 項まで、第 3 7 項、第 3 8 項、第 4 2 項若しくは第 4 5 項」に、「第 6 3 条第 1 項」を「第 6 3 条」に改める。

附則第 1 6 条の 5 の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に改め、同条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に改め、「（商業地等に係る令和 4 年度分の都市計画税にあっては、100 分の 2.5）」及び「（令和 3 年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削り、同条第 2 項及び第 3 項中「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に改める。

附則第 1 6 条の 6 中「令和 3 年改正法附則第 1 4 条第 1 項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）附則第 2 1 条第 1 項」に、「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に改める。

附則第 1 6 条の 7 の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に改め、同条中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に改め、「。以下この条において同じ。」及び「（令和 3 年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第 1 6 条の 9 第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に改め、「（令和 3 年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削り、同条第 2 項中「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分」に改める。

附則第 1 6 条の 1 2 の 2 第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 16 条の 12 の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 16 条の 13 第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 16 条の 13 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 17 条第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 17 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 18 条第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 18 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 19 条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 19 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 20 条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 20 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 20 条の 2 第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第

7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の2第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の3第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の3第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則

第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

- 2 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

- 3 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 48 号

専決処分の承認を求めることについて

上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項本文の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 6 年 6 月 3 日提出

上尾市長 畠 山 稔

提案理由

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 136 号）が令和 6 年 3 月 30 日に公布されたことに伴い、緊急に上尾市国民健康保険税条例を改正する必要性が生じ、同月 31 日上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、この案を提出する。

専 決 処 分 書

下記の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、専決処分する。

令和6年3月31日

上尾市長 畠 山 稔

記

上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上尾市国民健康保険税条例（昭和30年上尾市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項第2号中「29万円」を「29万5,000円」に改め、同項第3号中「53万5,000円」を「54万5,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の上尾市国民健康保険税条例第19条第1項の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 49 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 6 年度上尾市一般会計補正予算（第 1 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項本文の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 6 年 6 月 3 日提出

上尾市長 畠 山 稔

提案理由

物価高騰支援給付金等の支給に必要な準備を早期に進めるため、その経費を計上した令和 6 年度上尾市一般会計補正予算（第 1 号）を緊急に編成する必要が生じ、令和 6 年 5 月 8 日専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、この案を提出する。

専 決 処 分 書

令和6年度上尾市一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年5月8日

上尾市長 島山 稔

令和6年度上尾市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ130,684千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79,010,684千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		16,094,570	130,684	16,225,254
	2 国庫補助金	2,772,478	130,684	2,903,162
歳入	計	78,880,000	130,684	79,010,684

歳出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		7,753,801	5,183	7,758,984
	1 総務管理費	6,348,608	5,183	6,353,791
3 民生費		40,736,883	125,501	40,862,384
	1 社会福祉費	15,952,308	125,501	16,077,809
歳出	計	78,880,000	130,684	79,010,684

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	16,094,570	130,684	16,225,254
歳入合計	78,880,000	130,684	79,010,684

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
2 総務費	7,753,801	5,183	7,758,984	5,183	0	0	0
3 民生費	40,736,883	125,501	40,862,384	125,501	0	0	0
歳出合計	78,880,000	130,684	79,010,684	130,684	0	0	0

2 歳入

(款) 15 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	補正額 (累計)
				区分	金額		
1 総務費国庫補助金	561,608	130,684	692,292	1 総務管理費補助金	130,684	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	130,684
計	2,772,478	130,684	2,903,162			補助率 定額	(130,684)

3 歳 出

目	補正額 (項) 1 総務管理費		補正額の財源内訳			節・説明		事業概要	補正額 (累計)	
	補正前 (計)	補正前 (額)	特 定 財 源			区 分	補正額 (累計)			
			国県支出金	地方債	その他					一般財源
4 会計管理費	5,183	(5,183)	5,183	0	0	0	11 役務費 手数料	5,183 5,183 (58,178)	(出納室) ○出納事務事業 11 役務費	5,183 (100,101) 5,183 (58,764)
計	5,183	(6,348,608)	5,183	0	0	0				
	(6,353,791)									

単位：千円

1 社会福祉総務費	補正額 (項) 1 社会福祉費		補正額の財源内訳			節・説明		事業概要	補正額 (累計)	
	補正前 (計)	補正前 (額)	特 定 財 源			区 分	補正額 (累計)			
			国県支出金	地方債	その他					一般財源
125,501	(8,798,316)	125,501	0	0	0	0	3 職員手当等 時間外勤務手当	1,699 1,699 (36,422)	(福祉総務課) ○物価高騰支援給付金給付事業 21,193 (21,193)	125 (125)
(8,923,817)		125,501					10 需用費 消耗品費	240 90 (509)	3 職員手当等 10 需用費	80 (80)
							印刷製本費	150 (1,593)	11 役務費	1,172 (1,172)
							11 役務費 通信運搬費	13,474 13,474 (13,687)	12 委託料	19,816 (19,816)
							12 委託料 物価高騰支援給付金給付事務委託料	110,088 19,816 (19,816)	○物価高騰くらし支援給付金給付事業	11,749 (11,749)
							物価高騰くらし支援給付金給付事務委託料	11,009 (11,009)	3 職員手当等	74 (74)
							定額減税調整給付金給付事務委託料	79,263 (79,263)	10 需用費	80 (80)
									11 役務費	586 (586)
									12 委託料	11,009 (11,009)
									○定額減税調整給付金給付事業 92,559 (92,559)	

(款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費		單位：千円				
						3職員手当等 1,500 (1,500)
						10需用費 80 (80)
						11役務費 11,716 (11,716)
						12委託料 79,263 (79,263)
計	125,501 (15,952,308) (16,077,809)	125,501	0	0	0	

給 与 費 明 細 書

一 般 職

(1) 総括

単位：千円

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当		
補 正 後	(1,501) 1,372	1,316,041	5,472,387	4,121,987	13,797,771	
補 正 前	(1,501) 1,372	1,316,041	5,472,387	4,120,288	13,796,072	
比 較	(0) 0	0	0	1,699	1,699	

()内は、定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員で外書き

単位：千円

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	給 与 費							合 計	備 考
		扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当		
補 正 後	補 正 後	135,479	345,855	85,897	84,602	29,882	634,763	2,642	129,900	2,672,967
補 正 前	補 正 前	135,479	345,855	85,897	84,602	29,882	633,064	2,642	129,900	2,672,967
比 較	比 較	0	0	0	0	0	1,699	0	0	0

会 計 年 度 任 用 職 員 以 外

単位：千円

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			合 計	備 考
		給 料	職 員 手 当	計		
補 正 後	(37) 1,372	5,300,128	3,700,387	9,000,515	11,614,348	
補 正 前	(37) 1,372	5,300,128	3,698,688	8,998,816	11,612,649	
比 較	(0) 0	0	1,699	1,699	1,699	

()内は、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員で外書き

単位：千円

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	給 与 費							合 計	備 考
		扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当		
補 正 後	補 正 後	135,479	335,601	85,897	81,946	29,882	634,763	2,642	129,900	2,264,277
補 正 前	補 正 前	135,479	335,601	85,897	81,946	29,882	633,064	2,642	129,900	2,264,277
比 較	比 較	0	0	0	0	0	1,699	0	0	0

単位：千円

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
職員手当	1,699	1. 制度改正に伴う増減分 2. その他の増減分	1,699	

諮問第1号

人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を
求める。

令和6年6月3日提出

上尾市長 畠山 稔

記

○○○○○○○○○○○○○○○○

萩原和子

○○○○○○○○○○○○○○

提案理由

人権擁護委員小川久雄氏の任期は、令和6年9月30日で満了となるが、
後任の人権擁護委員の候補者として萩原和子氏を推薦したいので、人権擁
護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

